

環政第2558号
平成30年4月4日

北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 金井 豊 様

石川県知事 谷本正憲

七尾大田火力発電所石炭灰処分場設置事業に係る環境影響評価
準備書に対する環境保全の見地からの意見について

平成29年12月18日に意見の概要送付書の送付があった標記環境影響評価準備書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第217条第1項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

環境影響評価書の作成にあたっては、石川県環境影響評価技術指針に即したものとするとともに、別紙の事項について十分に勘案し、住民等が理解しやすいものとなるよう留意すること。

事務担当
生活環境部環境政策課
環境管理グループ
電話 076-225-1463

1 総括的事項

(1) 安全・安心の確保

周辺環境に影響を及ぼすような事態が発生した場合、適切な措置を講ずるとともに、七尾市及び地元地区へ、適宜、必要な情報提供を行い、周辺住民の安全・安心の確保に努めること。

(2) 関係法令等の整理

評価書の作成にあたっては、最新の法令や気象データほか文献を調査し、これらを適切に反映すること。

(3) 事後調査

騒音及び地下水、植物、動物で実施する事後調査については、県環境影響評価技術指針に従い、環境影響評価の結果との比較が可能となるように内容を検討し、その旨を評価書に記載すること。

2 調査、予測及び評価の結果に係る個別的事項

(1) 大気汚染

- ① 埋立処分場への運搬時及び埋立時における石炭灰等の飛散防止を図るため、万全の措置を講ずること。
- ② 埋立処分場の造成工事で生じる建設発生土を既設の海面処分場で覆土材として当該処分場に一時保管する際には、粉じんの飛散防止を図るための措置を講ずること。

(2) 騒音

発電所から埋立処分場に通じる搬入道路の工事における周辺住居への騒音は、環境保全目標値を超過するおそれがあるため、施工時期の分散化などの対策を検討すること。

(3) 雨水排水

- ① 埋立処分場の内部側溝は流下能力が小さく、雨水が溢れた場合、埋立処分場内部の法面が洗掘されるなどの影響が懸念されるため、影響を回避するための措置を検討すること。
- ② 事業の実施による赤崎川への影響については、雨水排水の流量の変化を予測し、下流域への影響を評価すること。

(4) 動物

- ① 限られた地域で発見された重要な鳥類については、事後調査の対象とし、工事計画の見直しに反映するなど必要な追加保全対策を実施すること。
- ② 限られた地域で発見された重要な水生昆虫類や両生類への影響については、予測に至った過程を評価書に記載すること。

(5) 植物

- ① 限られた地域で発見された重要な植物については、事後調査の対象とし、移植等にあたっては、専門家から助言を受けるなど、事前に十分検討したうえで、必要な追加保全対策を実施すること。
- ② 在来種で緑化を計画する埋立処分場跡地については、外来種の侵入が懸念されることから、その管理方法について評価書に記載すること。